

計画の基本理念

群馬県交通安全計画は、「人優先」の交通安全思想のもと、これまで 55 年にわたる取組により、道路交通における交通事故死者数は過去最悪であった昭和 47 年の 351 人から、令和 2 年には 45 人へと 8 分の 1 にまで減少させるなどの成果を上げてきました。

本計画は、「道路交通」、「鉄道交通」、「踏切道における交通」の各分野について、計画期間内に達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るために講じるべき施策を明らかにしています。具体的には、交通社会を構成する「人間」、車両等の「交通機関」及びそれらが活動する場としての「交通環境」という三つの要素について、相互の関連を考慮しながら、交通事故の科学的な調査・分析や、政策評価を充実させ、可能な限り成果目標を設定した施策を策定し、かつ、これを県民の理解と協力の下、強力に推進していきます。

令和 12 年度までの間、これまで実施してきた各種交通安全対策の深化に加えて、交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組み、究極的には交通事故のない社会の実現と県民一人一人が安全で安心して暮らすことができる「交通安全県・群馬」の確立を目指します。

1 交通社会を構成する三要素

(1) 人間に係る安全対策

交通機関の安全な運転を確保するため、運転者の知識・技能の向上、交通安全意識の徹底、資格制度の強化、指導取締りの強化、運転管理の改善、労働条件の適正化等を図るとともに、不断の制度見直しを進めます。また、歩行者等の安全な移動を確保するため、交通安全意識の徹底や指導の強化等を図ります。交通社会に参加する県民一人一人が、安全で安心な交通社会の構築に主体的に関わろうとする意識を醸成することが重要であることから、交通安全に関する教育及び普及啓発活動の充実を図ります。



【年齢層に合わせた交通安全教育の推進】

(2) 交通機関に係る安全対策

人間はエラーを犯すという前提のもと、それらのエラーが事故に結びつかないように、新技術の活用及び不断の技術開発により、構造・設備・装置等の安全性を向上させます。あわせて、各交通機関の社会的機能や特性を踏まえつつ、高い安全水準を維持させるための必要な措置を講じるとともに、必要な検査等を実施できる体制を確保します。



【安全運転サポート車の普及促進】

(3) 交通環境に係る安全対策

道路網や交通安全施設等の整備、交通管制システムの充実、効果的な交通規制の推進及び交通に関する情報提供の充実を図るとともに、これら関係施設の老朽化対策を計画的に推進します。

また、交通環境の整備にあたっては、人優先の考えのもと、人の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るなど、混合交通に起因する接触リスクを排除するための施策を充実します。



【スムーズ横断歩道の整備】

2 これからの5年間において特に注視すべき事項

(1) 先進技術導入への対応

道路交通の分野では、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術が普及・進展し、事故減少へ寄与しています。また、ローカル 5G*を活用した自動運転バスの実証プロジェクト等自動化への取組も検討されました。先進技術の導入により、ヒューマンエラーの防止を図り、また、人手不足の解消にも寄与することが期待されますが、一方で安全性の確保を前提として、性能を過信・誤解することのないよう、正しく理解し、利用するよう広報啓発していくことが重要です。



【自動運転バスの実証事業】

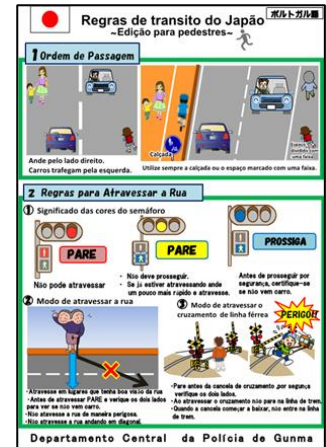
ローカル 5G*

- 地域や産業の個別のニーズに応じて、地域の企業や自治体等様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる 5Gシステム
- 通信事業者によるエリア展開がすぐに進まない地域でも、独自に 5Gシステムをスポット的に構築・利用することが可能
- 通信事業者のサービスと比較して、他の場所の通信障害や災害、ネットワークの輻輳などの影響を受けにくい。

(2) 外国人運転者等への対応

経済の維持・発展のために外国人材の受入れが進み、リトリートぐんまを推進する中、群馬県内の外国人住民数は令和6年で過去最多を記録するとともに外国人観光客も増加傾向にあります。

また、自動車運送業分野が特定技能制度の対象となるなど、今後、外国人運転者の更なる増加が見込まれる中、外国人運転者のみならず、歩行者や自転車等利用者に対しても、日本の交通ルールを十分に理解してもらい、交通事故のリスクが高まらないよう対策を講じることが重要です。



【外国人向け交通安全啓発チラシ】

(3) 高まる安全への要請と交通安全

自然災害の影響、インフラの老朽化、治安情勢、感染症など、さまざまな安全に関する要請が高まる中、確実に交通安全を確保するためには、交通安全にかかわる部署はもとより、多様な専門分野との間で、より柔軟かつ効果的な連携をしていくことが重要です。

3 横断的に重要な事項

(1) 救助・救急活動及び被害者支援の充実

交通事故が発生した際に負傷者の救命を図り、被害を最小限に抑えるため、緊急通報システム等の交通事故発生時に緊急車両が迅速に現場急行できるサービスの一層の普及を進めるとともに、迅速な救助・救急活動及び負傷者の治療の充実を図ることが重要です。また、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、交通安全分野においても、交通事故被害者等に対する支援のさらなる充実を図ることが重要です。



【ドクターヘリによる救急活動】

(2) 参加・協働型の交通安全活動の推進

交通事故防止のためには、国、県、市町村及び関係機関・団体が緊密に連携し、それぞれが責任を担いながら施策を推進するとともに、県民による主体的な交通安全活動を促進することが重要です。また、県などが行う交通安全に関する施策について、計画段階から県民が参加できる仕組みづくりや、県民が主体的に行う交通安全総点検、地域の特性に応じた取組などを通じて参加・協働型の交通安全活動を推進することが重要です。



【参加・協働型の交通安全活動】